

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成28年6月2日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500223号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1600013号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年2月28日から同年3月1日まで

A社には、昭和57年2月末日まで勤務したと記憶しているが、年金記録によると、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同年2月28日になっており、同年2月について、同保険の被保険者期間となっていない。

請求期間について、厚生年金保険の被保険者であったと記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録によると、請求者のA社における離職日は、昭和57年2月27日であることが確認でき、当該記録は、厚生年金保険の被保険者資格喪失日(昭和57年2月28日)と符合している上、当該事業所は、「請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除が確認できる資料は無い。」と回答している。

また、請求者が名前を挙げた同僚で、当該事業所の現在の事務担当者は、「当時、私は人事部、請求者は営業企画部に勤務していたが、請求者が退職した日までは覚えていない。当社では、請求期間当時から現在まで、全国の従業員について、本社人事部で一括して社会保険等の届出や給与計算を行っているが、退職する従業員には、必ず退職願を書いてもらっており、本社人事部に送付された退職願を確認しながら社会保険事務所及び公共職業安定所に対する届出や退職時の給与計算を行っている。社会保険事務所の記録と公共職業安定所の記録が符合しているのであれば、

請求者の退職願には、昭和 57 年 2 月 27 日に退職する旨が記載されており、同年 2 月 28 日について、請求者は当社に在籍していなかったものと考えられる。また、請求者の給与から、昭和 57 年 2 月分の厚生年金保険料を控除していないと考えられる。」と述べている。

さらに、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿により、昭和 57 年 2 月及び同年 3 月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚が 16 人確認できるところ、当該 16 人に係る雇用保険の離職日は、いずれも、厚生年金保険の被保険者資格喪失日と符合している上、当該 16 人のうち、生存及び所在が確認できた 14 人に対し、当該事業所における退職時の取扱いについて照会し、7 人から回答が得られたところ、当該 7 人は、年金記録と符合する退職日であった又は年金記録と符合する退職願を提出したと陳述しており、請求者の請求内容を裏付ける陳述は得られなかった。

このほか、請求者の請求に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。